

# 共通「建設現場全般」 安全衛生のポイント

## 1. 雇入れ時教育・送り出し教育・新規入場者教育とは

労働安全衛生法では、事業者がさまざまな安全衛生教育を実施することが定められています。あなたは必要な教育を受けることができます。

### ①雇入れ時教育：

労働者を雇入れ時に、従事する業務に関する安全衛生教育を実施。

### ②新規入場者教育：

建設現場に新たに入場する作業員に対し、現場の状況、作業概要、危険箇所、現場のルール等の教育を実施。(本人の実務経験、健康状態等を確認し、適正配置の参考とします。)

※上記の他、協力会社が作業員を建設現場に送り出す前に、安全教育等を行う送り出し教育等を実施します。また、移動式クレーンの運転操作などの危険を伴う作業を行うためには、法令に定める免許の取得、技能講習や特別教育の受講が必要となります。



## 2. 建設現場で発生した労働災害の例

クレーンの転倒



解体作業での飛来・落下



土砂崩壊



脚立からの墜落



バックホウにひかれる



足場組立作業での墜落



はしごからの墜落

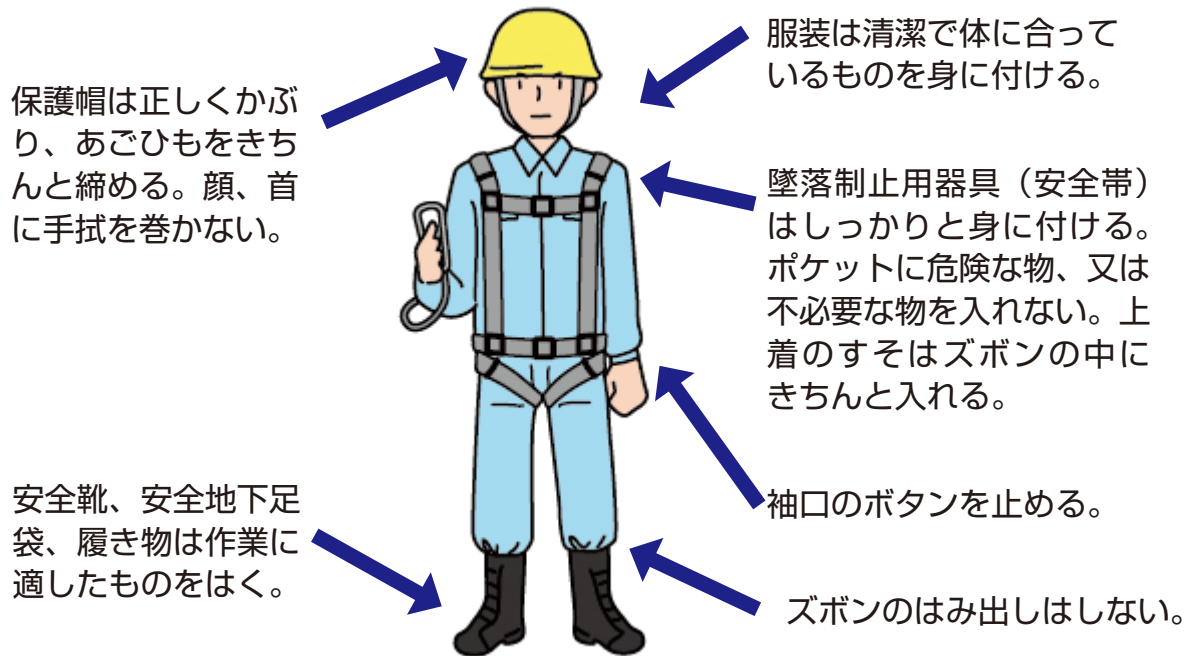


つり荷にはさまれ



### 3. 正しい服装

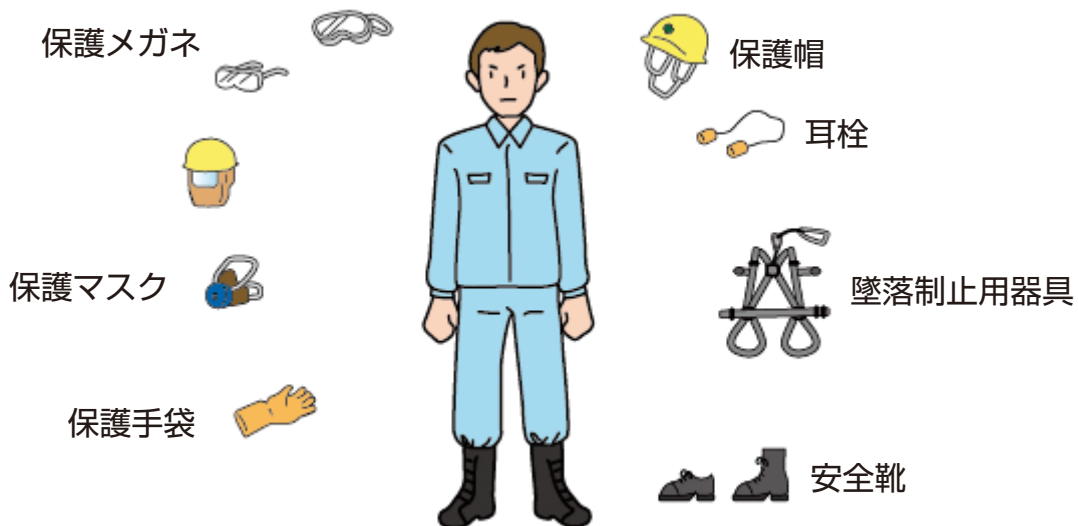
安全の第一歩、服装は正しく着用することです！



※「墜落制止用器具」はフルハーネス型が原則ですが、高さが5m以下の場合には「胴ベルト型」を使用できます。

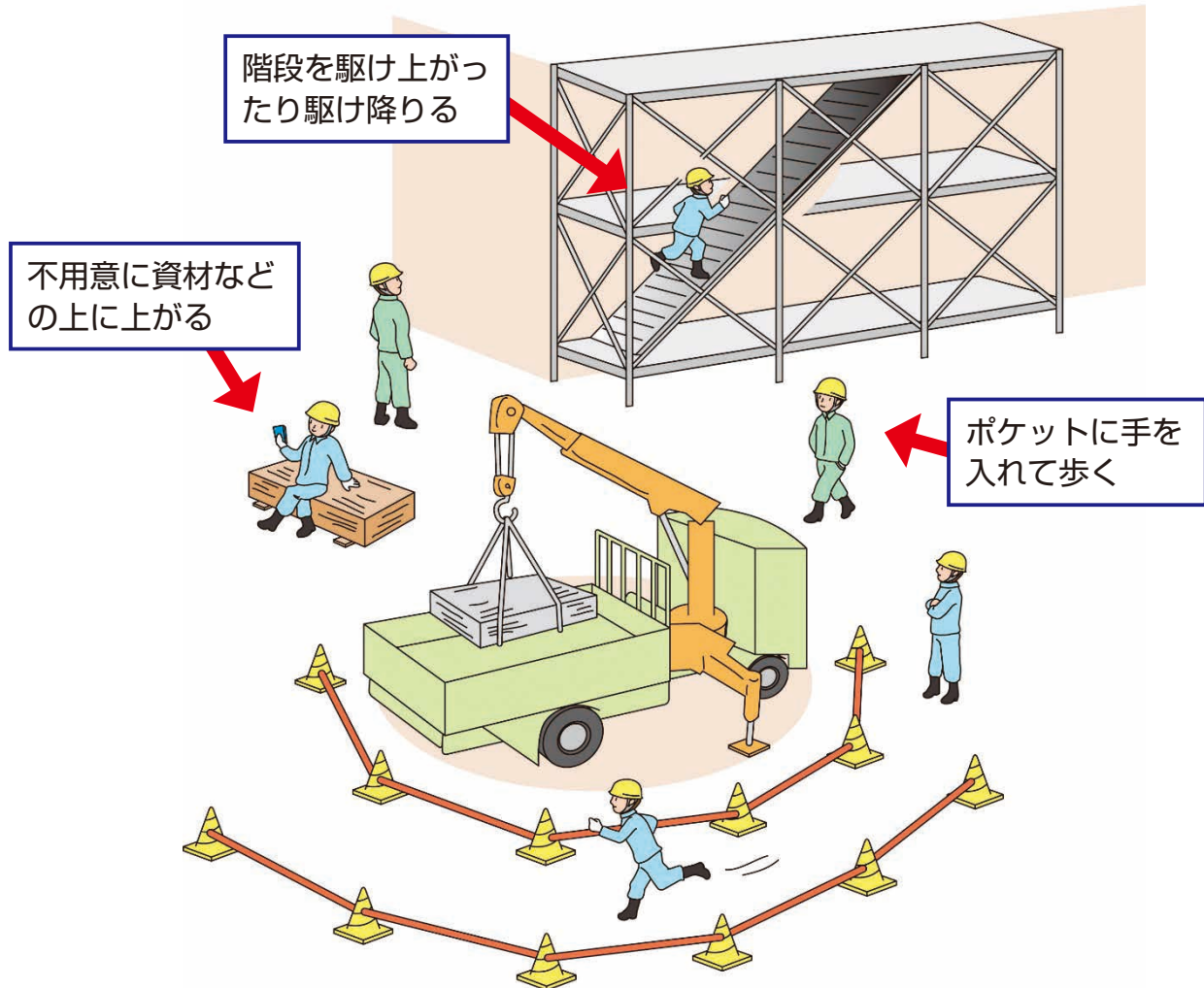
### [正しい保護具]

作業に応じ、必要な保護具の着用が定められており、保護具は正しく装着することで自分の身を守ります。



## 4. 建設現場の安全ルール

### こんな行動は禁止です！



### 守るべきこと

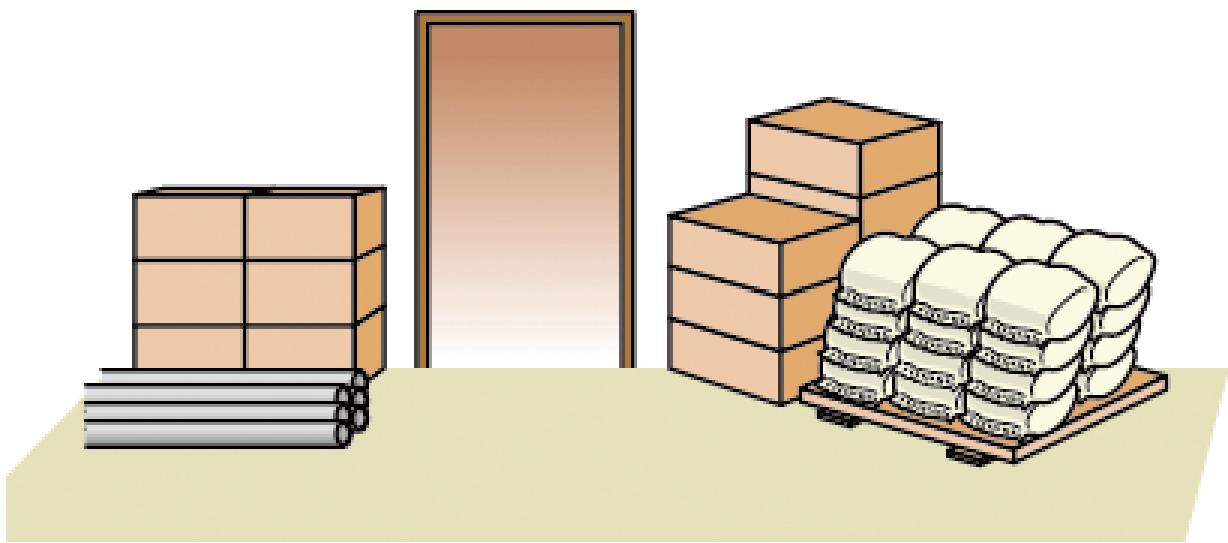
- ・安全通路を必ず使用すること。
- ・重機等の作業半径内は立ち入らないこと。
- ・資材置き場等に不用意に近づかないこと。
- ・2階以上の作業場所への移動は指定された昇降設備を使用すること。
- ・休憩場所は指定された場所、時間帯を守ること。
- ・作業内容は、職長や上長等の指示を厳守すること。



## 5. 4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）

4S : Seiri · Seiton · Seisou · Seikestu

安全の基本は整理整頓です。建設現場では、つまずいて転倒する災害も後を絶たないが、整理整頓をしっかり行い、つまずく物がなければ、つまずきによる転倒は撲滅できます。



### 『作業終了時』

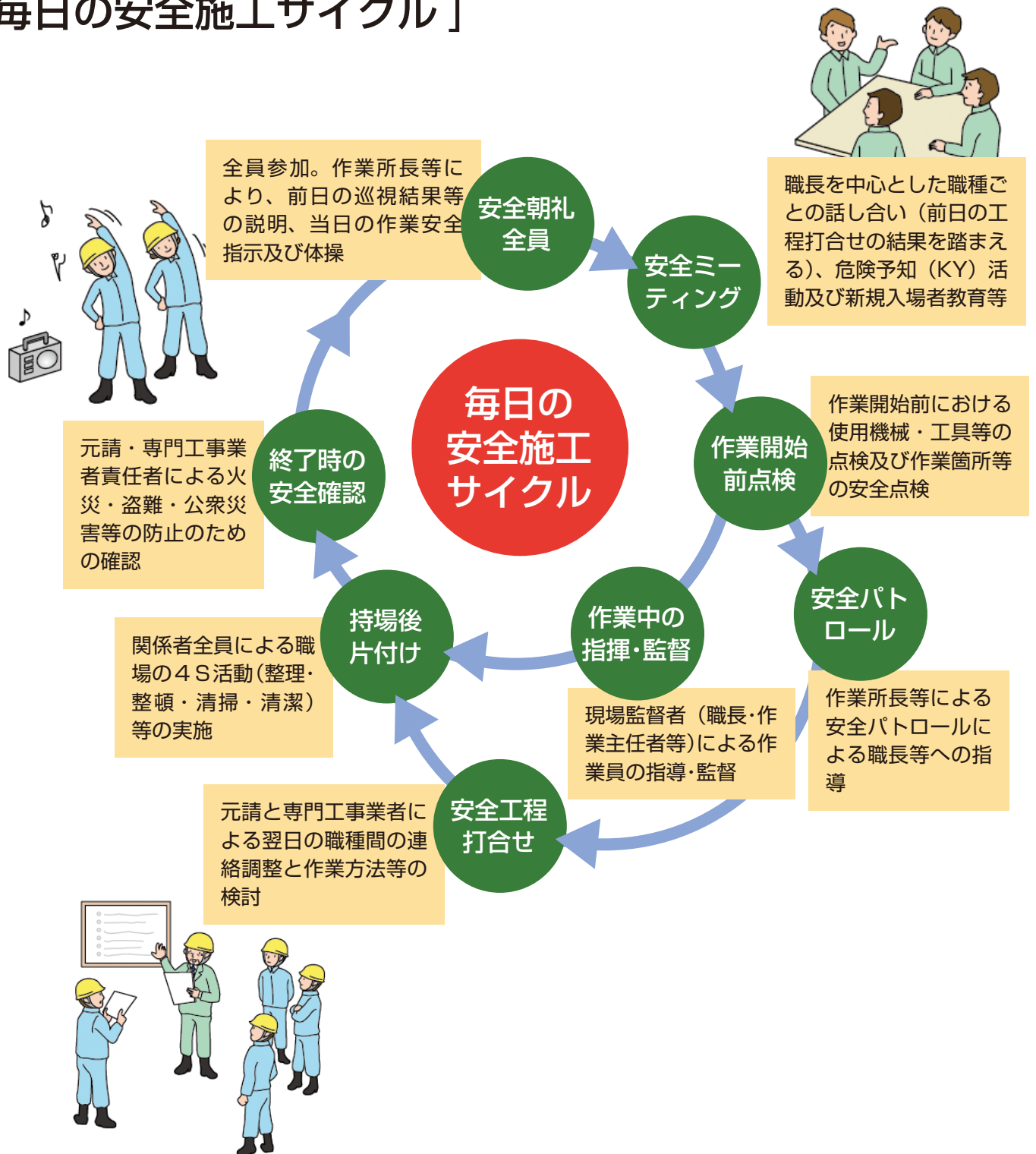


- ・ 後片付けをしよう。
- ・ 施設の復旧をしよう。

## 6. 安全施工サイクル

安全施工サイクルとは、現場の日常業務の中に、さまざまな安全活動を組み入れていくものです。

### [ 毎日の安全施工サイクル ]



## 7. 現地KY活動



作業を行う場所へ行って、作業責任者を中心に「今日、この場所の作業では、どんな危険があるか、何に注意して作業を行えば安全か」を全員で話し合います。

- ①自分がこの場所で指示された作業をする場合、どんな危険が潜んでいるか考えましょう。
  - 例)・作業床に「落ちそうな穴」はないか？
  - ・機械と接触しそうな場所はないか？
  - ・いつもと違う作業を指示されていないか？
- ②自分で考えたことを作業責任者に言ってください。
- ③作業責任者の指示を受けて納得しない場合は、納得するまで確認してください。

## 8. 統一安全標識



(1) 立入禁止



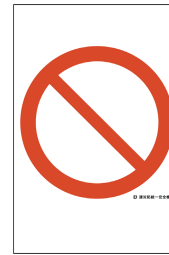
(2) 禁煙



(3) 火気厳禁



(4) 駐車禁止



(5) 一般禁止



(6) 頭上注意



(7) 足もと注意



(8) 開口部注意



(9) 感電注意



(10) 墜落注意



(11) 路肩注意



(12) 酸欠注意



(13) 有機溶剤使用中



(14) 一般注意



(15) 安全帯使用



(16) 保護帽着用



(17) 一般指示



(18) 整理整頓



(19) 最大積載荷重



(20) 喫煙所



(21) 担架



(22) 安全通路



(23) 昇降階段



(24) 休憩所



(25) 消火器



(26) 警報装置



(27) AED 設置場所

現場には、危険箇所やみんなで決めたルール箇所に標識が掲示されています。標識の意味を理解し守りましょう。